

# 令和8年度 第1回東御市障害者総合支援協議会次第

日時：令和8年5月26日（火）

午後1時30分～

場所：東御市総合福祉センター

## 委嘱書交付

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 自己紹介
- 4 東御市障害者総合支援協議会の役割・東御市総合障がい計画について
- 5 会長・副会長の選出
- 6 協議事項
  - (1) 第4次東御市障がい者計画のPDCAについて 

|     |
|-----|
| 資料1 |
|-----|
  - (2) 第7期東御市障がい福祉計画のPDCAについて 

|     |
|-----|
| 資料2 |
|-----|
  - (3) 第3期東御市障がい児福祉計画のPDCAについて 

|     |
|-----|
| 資料3 |
|-----|
- 4 その他
- 5 閉会

# 東御市障害者総合支援協議会委員名簿

(任期:令和8年4月1日～令和11年3月31日)

(敬称略)

| 区分      | 団体等                 | 氏名     |
|---------|---------------------|--------|
| 障がい者団体  | 東御市身体障害者福祉協会        | 高橋 美也子 |
|         | 東御市聴覚障害者協会          | 松林 祐子  |
|         | ゆるりの会(視覚障がい者団体)     | 福井 紀子  |
|         | 東御市手をつなぐ育成会         | 北沢 恵子  |
|         | 東御市陽だまりの会(精神障害者家族会) | 井出 容子  |
|         | はこべの会(障がい児親の会)      | 高畑 可織  |
| 社会福祉事業者 | みまき福祉会              | 田丸 一成  |
|         | ちいさがた福祉会            | 前田 沙織  |
| 社会福祉関係者 | 東御市社会福祉協議会          | 寺田 嘉彦  |
|         | 東御市人権擁護委員           | 東城 正彦  |
|         | りらの会(ボランティア団体)      | 鶴田 麻里  |
| 教育関係者   | 上田支援学校              | 瀬志本 智子 |
|         | 東御市校長会(東部中学校)       | 出口 哲朗  |
| アドバイザー  | 上小圏域障害者総合支援センター     | 橋詰 正   |

# 東御市総合障がい計画【概要版】

## 1. 計画の趣旨

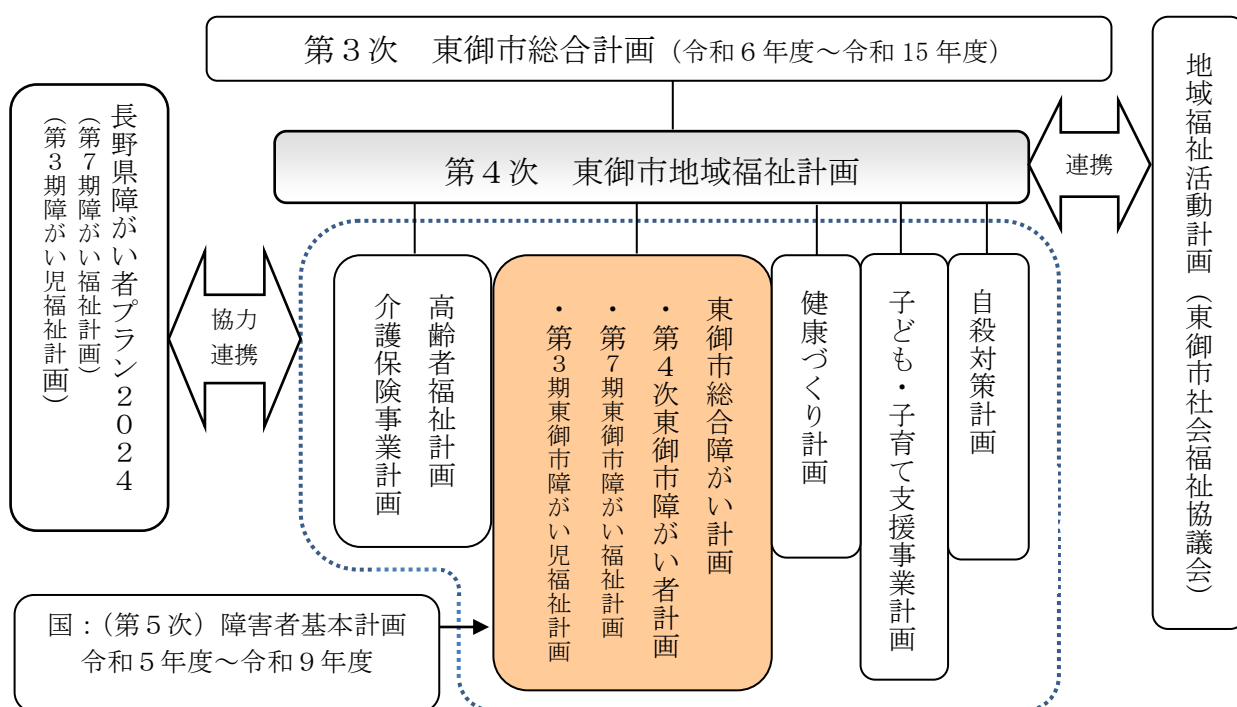
令和 3 年度から令和8年度までを計画期間とし、「誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す」ための計画として、東御市総合障がい計画を策定し取り組みを行っています。

このうち、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は 3 年毎に見直しを行うため、令和 5 年度に令和 6 年度から 8 年度までを期間とする計画を作成しました。

### ○東御市総合障がい者計画の構成

| 計画の名称            | 内容   | 計画期間                   |
|------------------|--|------------------------|
| 第 4 次東御市障がい者計画   | 障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めるための中長期的な計画                                       | 令和 3 年度から<br>令和 8 年度まで |
| 第 7 期東御市障がい福祉計画  | 自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的に、必要なサービス量を見込み、これを確保するための方策を内容とした具体的な推進計画 | 令和 6 年度から<br>令和 8 年度まで |
| 第 3 期東御市障がい児福祉計画 | 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保と円滑な実施等障がい児に特化した計画                               |                        |

## 2. 全体の計画の位置づけ



### 3. 計画の基本理念と基本方針

#### (1)第4次東御市障がい者計画

- ① 基本理念 「誰もが、自分らしく暮らせる、まちを目指す」
- ② 基本方針
  - ア 社会的に自立し、自分らしく生きるための支援を行う
  - イ 人権尊重と社会参加を促進する
  - ウ 共生社会を実現を目指す
  - エ 安心して生活するための環境整備を行う

#### (2)第7期東御市障がい福祉計画・第3期東御市障がい児福祉計画

- ① 基本理念
  - ア 障がい者等の自己決定の尊重と意志決定の支援
  - イ 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
  - ウ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
  - エ 地域共生社会の実現に向けた取組
  - オ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
  - カ 障がい福祉人材の確保・定着
  - キ 障がい者の社会参加を支える取組定着

(設置)

第 1 条 東御市における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 4 条第 1 項に規定する障害者及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 4 条第 2 項に規定する障害児(以下「障害(児)者」という。)の相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉のシステムづくりに関する協議を行うため、東御市障害者総合支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域相談支援体制の整備に関すること。
- (2) 地域生活支援体制の整備に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4) 障害福祉計画、障害者計画等の策定、進捗管理に関すること。
- (5) その他地域の障害福祉に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者団体
- (2) 社会福祉事業者
- (3) 社会福祉活動者
- (4) 医療関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 雇用、就労関係者
- (7) 障害(児)者及びその家族
- (8) 学識経験者
- (9) その他市長が必要と認めるもの

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合はこれを補充し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議へ関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、専門の事項を審査協議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期については、第4条の規定に関わらず、委嘱した日から平成22年3月31日までとする。

附 則(平成21年3月27日告示第31号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日告示第11号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月11日告示第14号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和8年4月1日告示第 号)

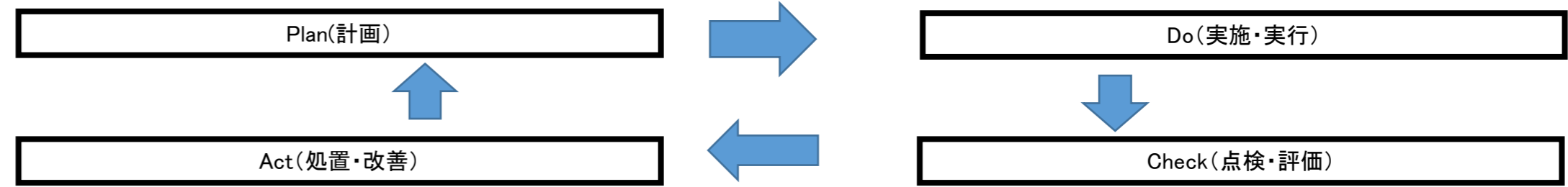
この告示は、令和8年4月1日から施行する。

第4次東御市障がい者計画

令和7年度 PDCA評価

(令和8年3月31日現在)

資料1



評価… A:計画以上の成果あり、B:計画通り実施できている、C:計画通りの実施状況には至らない

| P<br>(計画)               |                                    | 頁  | D<br>(実施状況)   | C<br>(評価) | A<br>(改善)   |
|-------------------------|------------------------------------|----|---|-----------|---|
| <b>1章1節 福祉サービスの充実</b>   |                                    |    |   |           |   |
| 1. 障がい者・児の福祉サービスの充実     | (1) 障がい福祉サービスの提供体制の充実及び質の向上        | 18 | <ul style="list-style-type: none"> <li>東御市民間介護・福祉事業所連絡会を継続実施している。</li> <li>令和7年2月に児童発達支援事業所が開所した。</li> <li>令和7年4月に短期入所2床を併設した新しいグループホームが開所した。</li> <li>令和8年2月に就労継続支援(A型)事業所が開所した。</li> <li>市内でグループホームの開所を検討している事業所に向けて、整備計画に係る意見書を提出し、早期の整備をお願いした。令和7年度は県補助の対象とならなかったため着手には至らなかったが、グループホームの必要性は変わらないため、今後も継続して整備を要望していく。</li> </ul> | B         | 今後も、東御市民間介護・福祉事業所連絡会をはじめ、関係機関との情報交換・意見交換等を通じて質の高いサービスを提供できるよう努める。ヘルパー不足については、地域包括支援係と社会福祉協議会が有償ボランティアによる日常生活サポート事業を開始しており、障がいサービスも共にサービス量の安定供給に取り組む。  |
|                         | (2) 障がい福祉サービスの整備・拡充                |    |   |           |   |
|                         | (3) 事業所間の連携体制の強化                   |    |   |           |   |
|                         | (4) グループホーム開設の促進や短期入所の受け入れ施設の拡充    |    |   |           |   |
| 2. 相談支援体制・情報提供の充実       | (1) 相談支援事業所や相談支援専門員の質及び数の充実        | 18 | <ul style="list-style-type: none"> <li>市内相談支援事業所数は5か所(機能強化型3か所)、うち障害児相談支援事業所は3か所を維持している。</li> <li>相談支援専門員数は10名。</li> <li>「福祉のしおり」をより分かりやすくするために改訂した。</li> <li>相談時等には個人に合わせた福祉サービス等に関する情報提供を実施した。</li> </ul>   | B         | 相談支援専門員の質の向上については、上小圏域において「OJT体制整備事業」を実施し、事例を通してスキルアップを図っているため、今後も継続していく。指定特定及び一般相談支援事業所の設置については引き続き、必要に応じて設置を促進していく。福祉のしおりの配布、ホームページやLINEによる情報発信、障がい福祉サービスの説明希望者へ個別に対応する等、必要な方への情報発信に一層努める。  |
|                         | (2) 指定一般相談支援事業所の設置促進               |    |   |           |   |
|                         | (3) 気軽に相談できる相談窓口づくり、専門的知識を有する職員の配置 |    |   |           |   |
|                         | (4) 障がい福祉に関する情報提供の充実               |    |   |           |   |
| <b>1章2節 移動支援対策の推進</b>   |                                    |    |   |           |   |
| 1. 移動支援の充実              | (1) 福祉有償運送サービスの周知、促進               | 19 | <ul style="list-style-type: none"> <li>個別相談時や手帳交付時に移動支援サービスの内容説明実施。</li> <li>福祉有償運送登録事業所は2か所。</li> <li>新規介護タクシー事業所と移動支援について今後連携していく。</li> </ul>   | B         | 引き続き個別相談時及び手帳交付時等において移動支援サービスの周知について継続していく。また移動支援サービスについては、地域の実情に応じた臨機応変な対応が許容されることから、提供事業所の設置・増強について、事業所に対して働きかけを行っていく。福祉有償運送については、協議会運営要領の見直しを行い、事業者と連携して利用しやすいシステムを継続していく必要がある。また、これからの地域公共交通の在り方について、引き続き地域公共交通会議を中心に関係機関・関係部署で連携し、障がい者・高齢者も利用しやすい交通システムについて検討していく。 |
|                         | (2) 交通手段について先進事例の研究                |    |   |           |   |
|                         | (3) 公共交通機関等の割引についての周知、理解促進         |    |   |           |   |
|                         | (4) 移動に関する支援の充実強化                  |    |   |           |   |
| 2. 移動に関する助成事業の推進        | (1) 自動車運転免許取得や自動車改造に要する経費の助成       | 20 | <ul style="list-style-type: none"> <li>手帳取得時に各事業の周知を実施した。</li> <li>該当対象者への通知、個別相談時に周知を実施した。</li> </ul>  | B         | タクシー券の助成について、令和5年度末にタクシー事業者が市内1社となくなってしまったため、令和7年度より市内3社の介護タクシー業者も利用できるように改正を行った。   |
|                         | (2) 特定疾患等患者の通院費補助                  |    |   |           |   |
|                         | (3) 障がい児施設への通園費用補助                 |    |   |           |   |
|                         | (4) 福祉タクシーの運賃の助成                   |    |   |           |   |
|                         | (5) 補助犬の飼育費用の助成、理解促進               |    |   |           |   |
|                         | (6) タクシー券助成制度                      |    |   |           |   |
| <b>1章3節 生活安定支援施策の充実</b> |                                    |    |   |           |   |
| 1. 給付事業・助成事業の推進         | (1) 障害年金制度の周知・啓発                   | 22 | <ul style="list-style-type: none"> <li>各種給付・助成事業について、福祉のしおりやパンフレット、ホームページ等を活用して広く周知を実施。</li> <li>障害福祉に関連し、医療した費助成の制度等についても説明ができるよう職員のスキルアップを図った。</li> <li>個別のケースに応じて情報提供等を実施した。</li> </ul>  | B         | 各種要件を満たしている方に広く最新情報を提供できるよう、福祉のしおりやパンフレット、ホームページ等を更新し、今後も周知に努める。  |
|                         | (2) 各種福祉手当の周知及び給付                  |    |   |           |   |
|                         | (3) 重度障がい者(児)の医療費自己負担分の助成          |    |   |           |   |
|                         | (4) 市営住宅の入居時の家賃の減免や優先入居、単身入居等の措置   |    |   |           |   |
|                         | (5) 心身障害者扶養共済制度の周知、加入促進、助成         |    |   |           |   |
|                         | (6) 各種制度やサービスについての周知               |    |   |           |   |

| P<br>(計画)                         | 頁  | D<br>(実施状況)   | C<br>(評価) | A<br>(改善)   |
|-----------------------------------|--|---|-----------|---|
| <b>1章4節 雇用と就労支援の強化</b>            |  |   |           |   |
| 1. 就労に関する<br>相談支援の充実・<br>雇用に関する啓発 | (1) 就労相談体制の充実、就労希望者への支援、企業の啓発  | 24<br>障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、まいさぼ東御等の関係機関と連携や情報共有を行っている。また、圏域で企業に対して研修を開催し、障がい者への理解を促す取り組みを行うとともに、就労系福祉サービス事業所の職員に対し、情報共有シートの普及に向けての研修を開催している。  | B         | 障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、まいさぼ東御、市の商工観光課等の関係機関・関係部署と連携を図っていく。<br>また、圏域において、より多くの企業等が参加しやすい研修会を実施するとともに、企業等から障がい者雇用について好事例の収集及び発信を行い、障がい者雇用の拡大を図っていく。           |
| 2. 一般就労の促進と<br>定着支援               | (1) 就労移行支援事業に関する情報提供、事業所の確保<br>(2) 就労に関する関係機関への取次ぎ<br>(3) 多様な勤務形態の普及や適切な就労の場の確保<br>(4) ジョブコーチの活用<br>(5) 就労定着支援の周知及び利用促進  | 25<br>・一般就労に必要な知識や能力向上のための訓練を実施する福祉サービスについての情報提供を実施。<br>・令和7年度は障がい福祉サービスを利用していた3名が一般就労につながった。<br>・就労の継続及び定着支援については、市外の就労定着支援事業所や障がい者就業・生活支援センターを活用することが多く、ジョブコーチの活用は低迷している状況。   | B         | 引き続き、関係機関と連携をしながら、一般就労の促進に努める。また、市内に就労定着支援事業所が設置されるよう、支援会議等を活用し事業所への働きかけを行っていく。   |
| 3. 福祉的就労の充実                       | (1) 働く場の提供、訓練、情報提供の充実<br>(2) 就労継続支援事業所等の基盤整備<br>(3) 作業工賃水準の底上げへの取り組み<br>(4) 地域活動支援センターの周知と事業の拡充  | 25<br>・市内の就労継続支援A型事業所(1か所)、B型事業所(8か所)について、見学や体験を通して、本人のニーズや希望に応じた事業所につなげられるよう調整に取り組んでいる。<br>・令和8年2月に就労継続支援(A型)事業所が閉所したことから、市外の事業所利用の検討等、選択肢が狭まらないような支援に取り組んでいる。<br>・就労の前段階として、地域活動支援センターの利用や、まいさぼ東御とも連携し就労準備支援事業等の利用についても情報提供を実施している。 | B         | 引き続き、関係機関と連携しながら、個別に合わせた情報を提供していく。また、市内でも障害者優先調達推進法に基づく優先調達を継続することで工賃水準の底上げに努めるとともに、支援会議等を活用して事業の拡充に向けた働きかけを行っていく。<br>また、令和7年度から新設された就労選択支援についても利用促進を図っている。 |
| <b>2章1節 障がいへの理解と権利擁護の推進</b>       |  |   |           |   |
| 1. 相互理解の推進                        | (1) 教育現場での福祉教育の充実や障がいの理解を深める取り組み<br>(2) 各関係機関と連携し、職場での障がい者理解の促進<br>(3) 障がい者と地域住民との交流支援<br>(4) 障がいに対する各強化月間等における啓発活動<br>(5) ボランティア活動を通じた理解促進<br>(6) ハートをつなぐ障がいセミナーや研修会、勉強会の開催 | 28<br>・社会福祉協議会、教育委員会等の関係機関・関係部署と連携し、教育現場での障がい理解を深めている。<br>・令和6年度より、ハートをつなぐ障がいセミナーを東御市障害者福祉のつどいにあわせて開催しており令和7年度も11月末に実施した。より多くの住民に障がい者への理解促進を図った。  | B         | 相互理解を深めるためには実際に交流する機会が重要であるため、市内各事業所と連携し、地域住民と障がい者との協働の機会を設けていく。<br>また、相互理解の推進を図るため市民向けのセミナー、研修会等の啓発を継続していく。  |
| 2. 虐待防止の推進                        | (1) 虐待等防止総合対策推進協議会、障がい者虐待の防止<br>(2) 虐待防止・早期発見の普及啓発、各関係機関との連携<br>(3) 虐待防止に関する周知・啓発  | 28<br>・虐待等防止総合対策推進協議会において、市内での虐待の状態や傾向などを把握し対策を検討した。<br>・個別の案件については、基幹相談支援センターや上小圏域の市町村と連携して対応している。<br>・対応する職員の研修を実施した。   | B         | 引き続き、虐待の防止と早期発見、早期対応及び周知・啓発に努める。  |
| 3. 障がい者差別<br>解消の推進                | (1) 障害者差別解消法についての周知・啓発活動<br>(2) 障害者差別解消法に基づいた、事業所に対する取り組み  | 28<br>・月に1回ポスター掲示を行った他、セミナーにて障がい者理解を深める啓発活動を予定している。   | B         | 障害者差別解消法や障がい者への理解の促進を図るため、セミナー等を通じて引き続き周知・啓発を行っていく。   |
| 4. 意思決定支援・<br>成年後見制度の推進           | (1) 成年後見制度の普及啓発、利用促進<br>(2) 選挙等に関する権利行使の支援、体制づくり<br>(3) 障がい者一人一人の意思決定支援  | 28<br>・サービス利用等に関しては支援会議等で障がい者本人の意向を確認し、意思決定支援を進めている。<br>・選挙等の権利行使支援や意思決定支援については、個々の状況に応じて対応した。  | B         | 今後も上小圏域成年後見支援センターや関係機関との連携を図り、成年後見制度の更なる普及啓発と利用促進に努める。また、意思決定支援を更に充足させるため、支援者への啓発活動を継続していく。   |

| P<br>(計画)                  | 頁   | D<br>(実施状況)   | C<br>(評価) | A<br>(改善)   |
|----------------------------|---|---|-----------|---|
| <b>2章2節 コミュニケーション支援の充実</b> |   |   |           |   |
| 1. コミュニケーション<br>施策の推進      | (1) 手話通訳者の福祉課への配置<br>(2) コミュニケーション支援事業<br>(3) 手話奉仕員の養成<br>(4) 点字・音訳による情報提供<br>(5) 点訳・朗読奉仕員の人材養成<br>(6) 日常生活用具給付事業の普及  | 30<br><br>・手話通訳者の派遣、広報等の点訳・音訳、日常生活用具(情報・意思疎通支援用具)給付事業、手話通訳者養成講座等を実施した。<br>・遠隔手話通訳システムを活用した意思疎通支援事業の利用紹介や情報提供を行っているが、令和7年度の利用の希望はなかった。   | B         | 手話を解さないろう者とのコミュニケーション方法についても検討していく。今後も必要な方への情報提供を通じ、支援を推進していく。  |
| <b>2章3節 余暇活動の充実</b>        |   |   |           |   |
| 1. スポーツ・文化<br>芸術活動の推進      | (1) 身体教育医学研究所と連携<br>(2) スポーツ・レクリエーションによる交流や社会参加<br>(3) 全国障害者スポーツ大会等への選手の派遣、開催に対する支援<br>(4) 移動支援事業等、余暇活動の機会の提供<br>(5) 創作活動等の発表の場と文化芸術の鑑賞機会の支援<br>(6) 自主的な文化芸術活動の振興支援 | 32<br><br>・ユニバーサルスポーツの普及等についての「みんなの健康×スポーツ」実行委員会(身体教育医学研究所が事務局)と連携を実施した。<br>・県障がい者スポーツ大会は令和7年度は出場者なし(辞退)だった。令和7年度の上小障がい者スポーツ大会はポッチャの対抗戦を実施した。次年度の大会実施に向けて保健福祉事務所及び近隣市と内容の検討を行った。<br>・文化芸術活動については、障がい者団体や障がい者施設へ文化芸術祭等の情報発信とその他の文化芸術活動にはポスター掲示等を実施した。  | B         | 東御市内ではポッチャの競技人口が増加しており、各大会も盛況である。また、小中学校での車椅子バスケットボールやポッチャ等のユニバーサルスポーツ体験を通じて障がい者理解の促進につなげている。上小地区障がい者スポーツ大会では、今後も当事者や関係団体などの意見を踏まえ、教育部署やスポーツ主管課とも連携を深めていくことを検討していく。今後も大会等の情報発信を継続していく。  |
| 2. 交流・ふれあい<br>事業の推進        | (1) 希望の旅事業<br>(2) 市内の各種イベント及びスポーツ大会などへの参加促進<br>(3) 長野県内各協会における交流会やイベント等の活動への参加促進<br>(4) 障がい者の当事者会、親の会、家族会の活動支援  | 33<br><br>重度心身障がい者希望の旅補助事業や親の会・家族会の活動を支援し、当事者や家族同士の交流を推進している。   | B         | 引き続き、当事者や家族同士の交流が図れるよう支援を行う。  |
| <b>3章1節 療育体制の充実</b>        |   |   |           |   |
| 1. 地域療育<br>システムの充実         | (1) 各課連携の療育システムの構築<br>(2) 庁内相談員連携と相談の充実<br>(3) 外部連携と専門相談の充実<br>(4) 運動発達支援<br>(5) 専門療育の整備<br>(6) 福祉サービスの充実と子育て支援施策の受け入れ促進<br>(7) 加配保育士配置と個別支援の充実<br>(8) 医療機関との連携     | 35<br><br>・令和4年に子どもサポートセンターが開設され、0歳～18歳までの子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、保健・福祉・子育て・保育・教育が一体となって、外部機関と連携しながら継続的で切れ目のない支援を実施している。<br>・18歳以降の障がい者としての福祉サービスの丁寧な引継ぎを行う為、福祉課と子ども家庭支援課が17歳から18歳までの1年間、並行して関わっている。<br>・早期療育開始の為、就園前の児童を対象とした発達支援教室から児童発達支援事業所の利用促進を強化している。<br>・作業療法士による体と運動の相談では9名の利用があり、園や家庭での具体的な関わり方についての助言や今後の支援の方向性についての相談対応を実施している。<br>・早期入園児及び在園児のフォローとして公認心理士による保育園巡回相談を実施している。<br>・放課後等デイサービス事業所等から成長発達が見られた児童4名を子ども第三の居場所につなげた。 | B         | 保護者の障がい受容への丁寧な寄り添いと、ライフステージの要所における適切な助言対応を行いながら成年期支援者へ引き継ぐにあたり、外部機関及び関係各課との連携をより深める必要がある。放課後の様々な支援機関と連携しながら児童と保護者にとって最適な居場所を検討する場を構築する。   |
| 2. 一人ひとりに応じた<br>教育の推進      | (1) 通常学級と特別支援学級の充実<br>(2) 特別支援コーディネーターの強化と個別の指導計画・教育支援計画の活用<br>(3) LD等通級指導教室の活用とSST<br>(4) インクルーシブ教育と研修   | 35<br><br>・特別支援教育支援員が担任とともにチームで支援に当たり、特別支援学級と原学級とが交流しやすくしている。<br>・入級・通級児童生徒に加え、通常学級で支援が必要な児童生徒も、個別の教育支援計画の作成と提出を求め、個別の指導計画を各校で作成・活用に努めている。また、特別支援コーディネーターの研修、特別支援教育担当者の研修、支援員スキルアップ研修を行い、支援力向上に努めている。<br>・LD等通級指導教室の担当者を中心に、各校の1学年でMIM推進や研修講師等を行った。また担当者が協働して和小において年間7回、グループSSTを実施している。同時にペアレントサポートを子どもサポートセンターSSWが実施し、成果を得ている。<br>・インクルーシブ教育研修は、今年度は実施を予定していないが、毎年開催を目標として進めたい。<br>※MIM: アセスメントと指導を繰り返しながら読みやすさを育むための指導・支援モデル        | B         | 特別な配慮を要する子どもが増えてきているため、特別支援教育支援員の、より適切で効果的な活用について工夫したい。<br>特別支援教育コーディネーター連絡会で呼びかけ、支援会議に個別の教育支援計画および個別の指導計画を活用できるようにしていく。またSSTと同時に、保護者対象のペアレントトレーニングを実施し、相乗効果を狙う。各種研修会には、当該対象者のみならずより広範囲に参加を呼びかける。「インクルーシブ教育講演会」は再実施を構想し実現させる。 |

| P<br>(計画)                           |                                  | 頁  | D<br>(実施状況)   | C<br>(評価) | A<br>(改善)   |
|-------------------------------------|----------------------------------|----|---|-----------|---|
| 3. 副次的な学籍の更なる推進                     | (1) 副次的な学籍の推進                    | 35 | ・東御市では、特別支援学校の全児童生徒が、市内小中学校に副学籍を置く。<br>・「副学籍」に関する希望調査の際に、副学籍の趣旨がわかる資料も配付して、交流に対する保護者の意向を掌握する。   | B         | 引き続き保護者の意向と学校の調整がスムーズにいくよう配慮し、地域校とのつながりが実感できるような交流を促進したい。また、各校の交流の活動の様子を市内でも情報交換して互いに参考にしたい。    |
| 4. 家族支援                             | (1) 相談窓口の明確化と丁寧な相談               | 36 | ・相談窓口については、子どもサポートセンター開設により一本化されている。<br>・ペアレントトレーニングでは家庭事情に合わせ、またより丁寧な相談対応ができるよう個別対応形式を中心に33件実施している。<br>・個別の状況に合わせ、障がい福祉サービスや家庭支援事業等様々なサービスを活用し、子育ての負担軽減を図っている。<br>・はこべの会開催支援を2回実施した。 | B         | 子ども本人が相談しやすいよう子どもサポートセンターの更なる周知を行う必要がある。親の会については、就学前～低学年の核となる参加者の小集団の会を継続的に持つことにより、新たな活動に結び付ける。 |
|                                     | (2) ペアレントトレーニング等による支援            |    |   |           |   |
|                                     | (3) 子育ての負担軽減と養育環境の安定             |    |   |           |   |
|                                     | (4) 親の会等の支援                      |    |   |           |   |
| <b>3章2節 保育・医療・教育・福祉・労働等の連携支援の強化</b> |                                  |    |   |           |   |
| 1. 早期発見・早期支援の充実                     | (1) 乳幼児健康診査、5歳児発達相談会の充実          | 38 | ・健康推進課、保育課、子ども家庭支援課が連携し、乳幼児健康診査や5歳児発達相談会から支援が必要な児童を早期に専門相談や受診、児童発達支援事業所等の療育支援につなげている。   | B         | 健診でのフォロー体制の強化と、担当職員のスキルアップを図りながら、さらなる早期発見・早期療育支援につなげていく。  |
|                                     | (2) 乳幼児家庭訪問による相談の充実              |    |   |           |   |
|                                     | (3) 育児相談等各種相談の充実                 |    |   |           |   |
| 2. 切れ目のない支援の推進                      | (1) 保育、教育、労働、保健、福祉の連携による安定した支援環境 | 38 | ・支援の情報が適切に引き継がれるよう、移行支援会議に関係課職員が出席している。<br>・義務教育終了後の連携と支援体制を整える為、近隣各高校との懇談を実施した。  | B         | 就学前～低学年の児童の保護者を対象とした会の中でサポートブックを周知する。<br>18歳以降の成年期に向けた適切な進路決定支援を行う。                             |
|                                     | (2) 個別支援計画等の支援情報の適切な引継ぎ          |    |   |           |   |
|                                     | (3) サポートブックの周知と作成推進              |    |   |           |   |
|                                     | (4) 義務教育終了後の支援                   |    |   |           |   |
| <b>3章3節 多様な障がいへの支援</b>              |                                  |    |   |           |   |
| 1. 発達障がい等に対する支援の充実                  | (1) 発達障がいの支援                     | 39 | ・発達障がいの支援体制を把握し、課題等の確認をするためのツールについての研修会に参加し見直しを行った。<br>・強度行動障がいの支援について福祉事業所を対象とした研修会を圏域で実施している。また、予防についての関係者向けの研修を12月に実施した。<br>・高次脳機能障がい、重症心身障がいの支援については、相談から適切なサービスにつなげている。          | B         | 強度行動障がいについては、圏域自立支援協議会の強度行動障害支援体制検討委員会で支援者の質の向上を図りながら、圏域内で受け入れ先が確保できるよう検討している。                  |
|                                     | (2) 強度行動障がいの支援                   |    |   |           |   |
|                                     | (3) 高次脳機能障がいの支援                  |    |   |           |   |
|                                     | (4) 重症心身障がいの支援                   |    |   |           |   |
| 2. 医療的ケア児の支援体制の充実                   | (1) 包括的支援チームづくり                  | 39 | ・市内医療的ケア児は6名であり、全員の状況を把握し相談支援及びサービスの提供を行っている。<br>・6名の医療的ケア児のうち、1名が圏域市町村共同設置の事業所を利用している。   | B         | 病院との連携を深め、入院中から多職種による在宅支援チームを作り、必要な資源と結びつける体制を確実にしていく。東御市医療的ケア児支援体制会議で状況確認と課題の共有を行う。            |
|                                     | (2) 多職種連携                        |    |   |           |   |
|                                     | (3) サービスの確保                      |    |   |           |   |
|                                     | (4) 実態把握と課題及び情報共有                |    |   |           |   |

| P<br>(計画)                 |                                  | 頁  | D<br>(実施状況)   | C<br>(評価) | A<br>(改善)   |
|---------------------------|----------------------------------|----|---|-----------|---|
| <b>3章4節 地域生活への移行支援</b>    |                                  |    |   |           |   |
| 1. 地域移行の推進                | (1) 地域移行支援の充実                    | 41 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域の地域移行部会の中で、入院している障がい者に面会や会議等を行い、医療機関と連携しながら退院時の支援体制の構築を図っている。</li> <li>・施設入所者の地域移行者はここ数年0名となっている。</li> <li>・地域移行支援や地域定着支援を行う指定一般相談支援事業所は市内に1か所あり、精神科病院に入院している方等へ必要に応じサービスの周知を図っている。</li> </ul>  | B         | 施設や地域での生活等のニーズ把握をすすめ、関係機関と意見交換等を通じて質の高いサービスを提供できるよう努める。また、一般相談支援事業所の整備促進については、事業所へ情報提供し、働きかけを行っていく。   |
|                           | (2) 指定一般相談支援事業所の整備促進             |    |   |           |   |
|                           | (3) 医療的支援体制の構築                   |    |   |           |   |
|                           | (4) 講演会や学習会など、啓発活動の実施            |    |   |           |   |
| 2. 住まいの場の確保               | (1) グループホームの整備促進                 | 42 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年4月には短期入所2床を併設した新しいグループホームが開所した。</li> <li>・市内でグループホームの開所を検討している事業所に向けて、整備計画に係る意見書を提出し、早期の整備をお願いした。</li> <li>・公営住宅を希望する障がい者には、優先入居制度等の紹介を行っている。</li> </ul>  | B         | 関係機関と情報共有や意見交換を行い、グループホームの整備に向けた取り組みの実施に努める。障がい者の地域における住まいの場であるグループホームは、市内に4か所あるが、重度の障がい者が入居できるグループホームが少なく、地域移行が困難であることが市としても上小圏域としても課題である。   |
|                           | (2) 地域生活における不安解消のため、入所体験等の利用促進   |    |   |           |   |
|                           | (3) グループホームの家賃の補助                |    |   |           |   |
|                           | (4) 公営住宅入居に関する制度(減免制度、優先入居制度)の周知 |    |   |           |   |
|                           | (5) 長野県あんしん創造ねっと入居保証事業の周知・利用促進   |    |   |           |   |
| <b>3章5節 地域包括ケアシステムの充実</b> |                                  |    |   |           |   |
| 1. 包括的な支援体制の整備            | (1) 障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行援助    | 44 | <p>東御市民間介護・福祉事業所連絡会で、障がい福祉サービスから介護保険サービスへスムーズに移行ができるよう、それぞれのサービス内容に関する情報交換や移行時の問題点について意見交換を行い、スムーズな移行できるように努めている。</p> <p>障がい福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所、行政が集まる機会を設けることで関係機関が顔の見える関係性となり連携強化が図れ、適切な支援につなげることができている。</p> <p>障がい者・家族の高齢化により、自宅での生活に不安を抱える方々からの相談に対して短期入所施設の体験等を紹介している。</p> <p>成人版サポートブックについて、令和5年度および令和6年度には他市のサポートブックの情報収集を行った。</p> | B         | 事業所に対して体験事業の周知を行い、体験の受け入れ事業所の増加に努める。<br>成人版サポートブックの作成については、すでに作成している県外市や団体のサポートブックの内容を研究した。<br>障害福祉サービス利用者は相談支援専門員の個別アセスメント票と重複する点が多いことも踏まえ、今後は児童版サポートブックを作成した時のように、家族が伝えたいことを中心とした内容とする必要があるため、ご提案いただいた手をつなぐ育成会を中心に障がい者団体の方々との必要性も踏まえて内容等を検討する必要がある。 |
|                           | (2) 成人版のサポートブックの作成を支援            |    |   |           |   |
|                           | (3) 障がい者の意思決定の支援、相談支援体制の一元化      |    |   |           |   |
|                           | (4) 障がい者の高齢化や親亡き後を見据えた体制づくり      |    |   |           |   |
|                           | (5) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築    |    |   |           |   |
| 2. 地域生活を支えるサービス等の充実       | (1) 居宅サービスの質的、量的確保と体制整備          | 45 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上小圏域輪番により緊急ショートを受け入れ・対応を実施しているが、令和7年度よりみまき福祉会が加わった。</li> <li>・令和7年度に障がい単独の短期入所についてグループホーム併設型1施設が開所した。</li> <li>・地域定着支援や自立生活援助については個別案件ごとに情報提供を行っている。</li> <li>・機能強化型の相談支援事業所は、持ち回り制による緊急時の相談体制を確保している。</li> </ul>   | B         | 障がい者に対する短期入所サービス提供事業所の設置・増強について、東御市民間介護・福祉事業所連絡会等において事業所に対して今後も働きかけを行っていく。<br>今後も各サービスについて必要な方への周知を推進していく。  |
|                           | (2) 地域活動支援センター事業の充実              |    |   |           |   |
|                           | (3) 地域定着支援の周知・利用促進               |    |   |           |   |
|                           | (4) 自立生活援助について周知・利用促進            |    |   |           |   |
|                           | (5) 緊急時対応のための相談体制等の充実、実態の検証、検討   |    |   |           |   |
| <b>4章1節 福祉のまちづくりの推進</b>   |                                  |    |   |           |   |
| 1. 人にやさしい福祉のまちづくりの推進      | (1) 福祉のまちづくりを推進し、地域で支えあう体制を整備    | 48 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ヘルプマーク」や「信州パーキング・パーミット制度」の普及・啓発を実施。また民生児童委員との連携を図っている。</li> <li>・当事者団体等との懇談や必要な際には利用できるサービスなどを個別に情報提供を実施している。</li> <li>・令和7年11月には社会福祉協議会と共催し、東京パラリンピックのポッチャ金メダリストである杉村英孝選手と内藤由美子コーチを講師として、「未知への挑戦」と題したハートをつなぐ障がいセミナーを開催した。</li> </ul>  | B         | 引き続き、ハートをつなぐ障がいセミナーを実施し、市民への啓発の機会を持つ予定である。<br>引き続き普及・啓発活動を実施していく。   |
|                           | (2) 事業者や市民に対し障がい者への合理的配慮の普及啓発を図る |    |   |           |   |
|                           | (3) 地域の団体や当事者の方に対する情報提供等の支援      |    |   |           |   |
|                           | (4) 目に見えない障がいをお持ちの方にも配慮ができるまちづくり |    |   |           |   |
|                           | (5) 地域福祉計画に基づく、地域住民による相互支援の推進    |    |   |           |   |
|                           | (6) 民生児童委員との連携                   |    |   |           |   |

| P<br>(計画)                |                                    | 頁  | D<br>(実施状況)   | C<br>(評価) | A<br>(改善)   |
|--------------------------|------------------------------------|----|---|-----------|---|
| 2. ボランティア活動の推進           | (1) ボランティア活動やボランティア人材育成等により理解を深める  | 49 | ボランティア活動の拠点となる社会福祉協議会の活動支援を通し、活動に必要な情報提供に努めている。人材育成に関しては手話奉仕員養成講座のほか、社会福祉協議会において音訳・点訳奉仕員養成講座を継続して行っている。 | B         | 社会福祉協議会との連携を継続しながら、今後もボランティアの人材確保や活動支援を実施していく。  |
|                          | (2) 社会福祉協議会の活動を支援、周知               |    |   |           |   |
|                          | (3) 障がい者を支えるボランティア活動に対する情報提供等の支援   |    |   |           |   |
|                          | (4) ボランティア養成講座や学習会の開催              |    |   |           |   |
|                          | (5) 福祉の森ふれあいフェスティバル等の活動を支援         |    |   |           |   |
| 3. 福祉人材の養成確保             | (1) 社会福祉士や精神保健福祉士、手話通訳者等の有資格者の確保   | 49 | 社会福祉士や精神保健福祉士、手話通訳者等が市内に在籍し、必要時に専門的な支援ができるよう努めている。民生児童委員への情報提供や研修の機会の確保等、随時実施している。                      | B         | 引き続き、人材の確保に努めるとともに、民生児童委員との連携体制も維持していく。   |
|                          | (2) 民生児童委員と連携し、研修・情報提供などにより連携体制を維持 |    |   |           |   |
| <b>4章2節 生活環境基盤整備の推進</b>  |                                    |    |   |           |   |
| 1. 公共施設等の整備              | (1) 公共施設等の障がい者に配慮した整備              | 51 | 既存施設については案内表示等を随時更新している。現在市営住宅では、車いす利用者に配慮した居室が整備されている。   | B         | 車いす利用者に限らず、障がい者に配慮した公共施設等の整備を関係機関、関係部署と連携し進めていく。県営住宅の視覚障がい者用居室について空き情報などが入った際には個々のケースに応じた紹介を継続していく。 |
|                          | (2) 市営住宅の建設や改修整備におけるバリアフリー化        |    |   |           |   |
| 2. 住環境の整備                | (1) 障がい者の居住環境を改善のための支援             | 51 | 令和7年度は障がい者に優しい住宅改修事業の利用が1件あった。65歳以上の障がい者からの相談が多く、高齢者にやさしい住宅改良事業や介護保険サービスへ相談をつなげている。                     | B         | 引き続き、助成を実施していく。今後も民間事業者へ研修等の案内をすることを通して、障がいへの理解を促進していく。   |
|                          | (2) 民間施設の障がい者の利用に配慮した整備の促進、啓発等     |    |   |           |   |
| 3. 道路環境の整備               | (1) 道路環境整備の充実                      | 51 | 要望が出た際に点字ブロック、街灯、音響信号、段差解消等の整備については関係機関と連携を図りながら整備を進めている。また、道路の安全のために巡回パトロールを関係部署で実施している。               | B         | 引き続き、関係機関、関係部署と連携を図りながら整備に努める。  |
|                          | (2) 幅の広い歩道の整備や歩道の段差切り下げ等の整備推進      |    |   |           |   |
|                          | (3) 道路パトロールの充実                     |    |   |           |   |
|                          | (4) 見やすく分かりやすい道路標識や道路標示などの整備を推進    |    |   |           |   |
| <b>4章3節 保健・医療サービスの充実</b> |                                    |    |   |           |   |
| 1. 健康づくりの推進              | (1) 各種検(健)診や健康相談の充実                | 53 | 特定健診をはじめ、各種がん検診や健康相談、重度障がい者(児)に対する訪問歯科検診等を実施し、健康の保持増進に努めている。  | B         | 今後も必要に応じて継続的に相談や事業の活用ができるよう、体制を維持していく。  |
|                          | (2) 健康づくり計画「健康とうみ21」の推進            |    |   |           |   |
|                          | (3) 障がい者とその家族に対する栄養指導              |    |   |           |   |
|                          | (4) 在宅重度心身障がい者(児)の方への訪問歯科健診の実施     |    |   |           |   |
| 2. 社会的リハビリテーションの充実       | (1) 長野県立総合リハビリテーションセンターの利用促進       | 53 | 障がいの特性、または利用者の生活目標に応じてリハビリテーションが受けられるよう、専門機関と連携し支援を行っている。また、障がい福祉サービスにより、地域生活や社会参加を支援している。              | B         | 当事者のニーズに応じて情報提供を継続すると共に、関係機関との情報交換・意見交換等を通じて質の高いサービスが提供できるよう努める。                                    |
|                          | (2) 精神障がい者の社会復帰促進のための支援の充実         |    |   |           |   |
|                          | (3) 社会的リハビリテーションを活用した、社会参加の促進      |    |   |           |   |
| 3. 難病患者に対する支援の推進         | (1) 関連機関の連携強化、相談支援の充実とサービスの提供      | 54 | 在宅重度障がい者及び難病患者への相談支援を行っている。令和7年度については手帳を所持していない難病患者の日常生活用具給付等の実績はないが、個別相談時にサービスの周知に努めている。               | B         | 引き続き、相談支援等の利用促進を継続し、必要なサービスの提供に努める。また在宅生活を継続できるよう、日常生活用具給付等のサービスを周知していく。                            |
|                          | (2) 特定疾患等の患者が通院に要する交通費に対する助成       |    |   |           |   |
| 4. 医療費の自己負担軽減            | (1) 市の福祉医療制度の継続、周知                 | 54 | 障がい者(児)の医療費自己負担額の軽減をする福祉医療制度・自立支援医療の提供を継続して行っている。制度利用については問い合わせも多く需要が高いことがわかる。                          | B         | 個別に合わせて制度を周知していく。また、市国保加入者の自己負担免除を継続していくことと併せ、他の医療費助成についても周知を図っていく。                                 |
|                          | (2) 自立支援医療制度における市国保加入者の自己負担免除      |    |   |           |   |

| P<br>(計画)              |                                   | 頁  | D<br>(実施状況)   | C<br>(評価) | A<br>(改善)   |
|------------------------|-----------------------------------|----|---|-----------|---|
| <b>4章4節 防災・防犯対策の推進</b> |                                   |    |   |           |   |
| 1. 防災対策の推進             | (1) 避難に支援者が必要な方の名簿作成、支援協力体制の確立等   | 56 | 災害時における福祉課職員の配置及び役割分担について取り決めを行っている。また、障がい児については医療的ケア児の名簿を作成し、障がい者については、視覚障がい者及び聴覚障がい者の名簿を整備している。障がい者の個別避難計画の作成について、手帳所持者への作成希望調査を実施した。作成希望のあった者については、個別避難計画を完成させている状況。 | B         | 医療的ケア児・視覚障がい者・聴覚障がい者の名簿の更新及びその他の障がい児・者についても災害時に安否確認ができるような名簿を作成し、災害時の迅速な状況把握に努める。また、必要に応じて個別の支援会議の実施時に、災害時を想定したシミュレーションを実施することにより、災害発生時の対応力強化を図る。個別避難計画については、新規作成及び年度更新のため、制度周知を促進していく。 |
|                        | (2) 災害等緊急時の音声や文字による情報伝達体制の整備推進    |    |   |           |   |
|                        | (3) 災害時の手話通訳者の派遣体制の整備             |    |   |           |   |
|                        | (4) 災害時における福祉避難所の設置、災害マニュアルの整備    |    |   |           |   |
|                        | (5) 防災訓練の実施、災害発生時の対応力強化           |    |   |           |   |
|                        | (6) 災害時支えあい台帳等のシステムづくりの推進         |    |   |           |   |
| 2. 防犯体制の充実             | (1) 安心・安全なまちづくり推進のための関係機関との連携     | 57 | 消費生活相談員との連携を図り、個別のケースで対応をしているとともに、市のメール配信サービス利用しながら防犯体制の整備に努めている。   | B         | 引き続き、安心・安全なまちづくりを推進するために関係機関と連携を図り、メール配信サービスを利用しながら防犯体制の整備に努める。   |
|                        | (2) 障がい者の消費者被害を防ぐため、消費生活相談員と連携、啓発 |    |   |           |   |
|                        | (3) 犯罪被害防止のための啓発活動                |    |   |           |   |
|                        | (4) 市のメール配信サービスを利用し防犯意識の向上を図る     |    |   |           |   |

第7期東御市障がい福祉計画PDCA（令和7年度）

（令和8年3月31日時点）

【実績に対する評価】 A：想定以上の効果があったため、現状の施策方針で進めていく B：想定通りの効果があったため、施策方針の精査を行いながら進めていく C：想定を下回る効果であったため、施策方針の見直しを行う

| 項目                          | 単位                                       | 令和6年度                    |                  | 令和7年度            |                  | 令和8年度        |         | 7年度目標値に対する達成率  | 7年度の現状及び課題  | 7年度評価 |   |
|-----------------------------|--|--------------------------|------------------|------------------|------------------|--------------|---------|--|---|-------|---|
|                             |  | 上段：目標値<br>下段：実績値         | 上段：目標値<br>下段：実績値 | 上段：目標値<br>下段：実績値 | 上段：目標値<br>下段：実績値 |              |         |  |   |       |   |
| 障がい福祉サービス等の提供体制に係る成果目標      |  |                          |                  |                  |                  |              |         |  |   |       |   |
| 1 施設入所者の地域生活への移行            | ①施設入所者の地域生活への移行者数                        | 人                        | 1<br>0           | 1<br>0           | 1<br>0           | 1<br>0       | —       | —  | 身体機能・認知機能の低下から、地域生活への移行が困難となっている現状があり、障害の重度化の防止が課題となっている。   | B     |   |
|                             | ②施設入所者の利用者数                              | 人                        | 41<br>39         | 41<br>38         | 41<br>38         | 41<br>38     | —       | —  | 令和7年度は、新規入所もあつたが死亡や入院による退所もあり、昨年比1人減となった。訪問系サービスや日中活動系サービスの利用推進により、障がい者の地域生活の継続を図っていく。  | B     |   |
| 2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | ①保健・医療・福祉関係者による協議の開催回数及び保健・医療・福祉関係者の参加者数 | 回数                       | 4<br>4           | 4<br>4           | 4<br>4           | 4<br>4       | —       | —  | 東御市としては地域ケア推進会議等を協議の場として位置づけ、課題の共有等を行っている。また、市が開催する多職種連携会議や、民間介護福祉事業所連絡会においても、基幹相談支援センターからの参加をいただく等、分野にとらわれない支援体制を構築するための情報共有を行った。令和6年度においては、福祉（障害・介護）関連の事業所等に参加が偏っている実績からも、当事者やその家族に対して協議の場に参画いただけるよう、積極的な呼びかけを行っていく必要がある。 | B     |   |
|                             |  | 関係機関：保健                  | 人                | 1<br>0           | 1<br>0           | 1<br>0       | 1<br>0  | —  |   |       | — |
|                             |  | 関係機関：医療（精神科）             | 人                | 1<br>0           | 1<br>0           | 1<br>0       | 1<br>0  | —  |   |       | — |
|                             |  | 関係機関：医療（内科・歯科等）          | 人                | 5<br>6           | 5<br>5           | 5<br>5       | 5<br>5  | —  |   |       | — |
|                             |  | 関係機関：福祉                  | 人                | 5<br>3           | 5<br>2           | 5<br>2       | 5<br>2  | —  |   |       | — |
|                             |  | 関係機関：介護                  | 人                | 5<br>3           | 5<br>12          | 5<br>12      | 5<br>12 | —  |   |       | — |
|                             |  | 関係機関：当事者                 | 人                | 1<br>0           | 1<br>0           | 1<br>0       | 1<br>0  | —  |   |       | — |
|                             |  | 関係機関：家族                  | 人                | 1<br>0           | 1<br>0           | 1<br>0       | 1<br>0  | —  |   |       | — |
|                             | 関係機関：その他                                 | 人                        | 5<br>6           | 5<br>11          | 5<br>11          | 5<br>11      | —       | —  |   |       |   |
|                             | ②保健・医療・福祉関係者による目標設定及び評価                  | 実施の有無                    | 実施の有無            | 課題共有と検討<br>有     | 課題共有と検討<br>有     | 課題共有と検討<br>有 | —       | —  | 協議の場において、サービス利用希望者に対してヘルパーの提供が不足している現状について共有を行い、障害と介護の垣根をなくした連携を行っていくことについての協議を実施した。  | B     |   |
| 評価の実施                       |  | 回数                       | 1<br>0           | 1<br>0           | 1<br>0           | 1<br>0       | —       | 引き続き情報収集を図るとともに、課題解決のための目標設定と評価を行い、進捗を管理していく必要がある。   |   |       |   |
| ③精神障がい者の地域移行                | 精神障がい者の地域移行支援利用者数                        | 人                        | 1<br>0           | 1<br>0           | 1<br>0           | 1<br>0       | —       | 精神疾患により医療機関を受診する方や、精神保健福祉手帳を取得する方が近年大幅に増加していることから、障害の種別によらず積極的な地域移行関連のサービス利用を促進を図っていく。                               | B   |       |   |
|                             | 精神障がい者の地域定着支援利用者数                        | 人                        | 1<br>1           | 2<br>2           | 3<br>2           | —            | —       |  |   |       |   |
|                             | 精神障がい者の共同生活援助利用者数                        | 人                        | 24<br>24         | 25<br>20         | 26<br>20         | —            | —       |  |   |       |   |
|                             | 精神障がい者の自立生活援助利用者数                        | 人                        | 1<br>0           | 1<br>0           | 1<br>0           | —            | —       |  |   |       |   |
|                             | 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数                    | 人                        | 2<br>3           | 2<br>1           | 2<br>1           | —            | —       |  |   |       |   |
| 3 地域生活支援の充実                 | ①地域生活支援拠点等の整備（上小圏域における統一目標）              | 圏域における地域生活拠点等の数          | 事業所数             | 1<br>1           | 1<br>1           | 1<br>1       | 100.0%  | 上小圏域においては、輪番制による緊急ショートステイの体制が構築されており、設置数事業所数を1としている。   | A   |       |   |
|                             |  | コーディネーターの配置              | 人                | 1<br>1           | 1<br>1           | 1<br>1       | 100.0%  | 上小圏域においては、基幹相談支援センター所長がコーディネーターを兼務している。  | A   |       |   |
|                             |  | 運用状況の検証及び検討の回数           | 回数               | 3<br>3           | 3<br>3           | 3<br>3       | 100.0%  | 定期的な運用状況の検証及び検討を実施している。  | B   |       |   |
|                             | ②強度行動障がい有する者への支援体制整備                     | ニーズの把握、支援体制の有無           | 体制の有無            | 有<br>有           | 有<br>有           | 有<br>有       | —       | 上小圏域の自立支援協議会において、実態の把握と情報共有を実施しており、東御市内の行動関連スコア18点以上の者は7名である。該当者の受入が可能な事業所が不足していることは喫緊の課題であり、地域で受入れのできる体制づくりを推進していく。 | B   |       |   |
|                             |  | 実施の体制（上小圏域自立支援協議会における検討） | 実施の有無            | 実施<br>有          | 実施<br>有          | 実施<br>有      | —       |  | B   |       |   |

|  | 項目                                | 単位  | 令和6年度                            | 令和7年度            | 令和8年度            | 7年度目標値に対する達成率 | 7年度の現状及び課題 | 7年度評価   |   |                                       |   |
|--|-----------------------------------|---|----------------------------------|------------------|------------------|---------------|------------|---|---|---------------------------------------|---|
|  |                                   |   | 上段：目標値<br>下段：実績値                 | 上段：目標値<br>下段：実績値 | 上段：目標値<br>下段：実績値 |               |            |   |   |                                       |   |
| 障がい福祉サービス等の提供体制に係る成果目標                       | 4 福祉施設からの一般就労への移行等                | ①福祉施設利用者の一般就労への移行者数                               | 全体で                              | 人                | 9<br>3           | 9<br>3        | 9<br>3     | —   | C   |                                       |   |
|  |                                   |   | うち就労移行支援から                       | 人                | 3<br>0           | 3<br>1        | 3<br>1     | —   |   |                                       |   |
|  |                                   |   | うち就労継続支援A型から                     | 人                | 4<br>0           | 4<br>2        | 4<br>2     | —   |   |                                       |   |
|  |                                   |   | うち就労継続支援B型から                     | 人                | 2<br>3           | 2<br>0        | 2<br>0     | —   |   |                                       |   |
|  |                                   | ②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業者の割合 | 市内における事業所の割合                     | %                | 100<br>100       | 100<br>-      | 100        | —   | —   | —                                     |   |
|  | ③福祉施設から一般就労へ移行する者のうち就労定着支援の利用者    |   | 人                                | 0<br>0           | 1<br>2           | 1<br>2        | —          | —   | B   |                                       |   |
|  | ④就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合           | 市内における事業所の割合                                      | %                                | —<br>—           | —<br>—           | 100           | —          | —   | B   |                                       |   |
|  | 5 相談支援体制の充実・強化等                   | ①基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化（上小圏域統一目標）              | 基幹相談支援センターの設置                    | 設置の有無            | 有<br>有           | 有<br>有        | 有          | —   | 上小圏域においては、圏域で基幹相談支援センターが設置されており、各市町村間での連携のもと相談支援体制の強化にあたっている。 | A                                     |   |
|  |                                   |   | 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数 | 機能強化研修           |                  | 36<br>26      | 36<br>27   | 36  |   | —                                     | B |
|  |                                   |   |                                  | 資質向上研修           |                  | 40<br>40      | 40<br>33   | 40  |   | —                                     |   |
|  |                                   |   | 地域の相談支援事業者の人材育成の支援の件数            | 件数               | 180<br>25        | 180<br>62     | 180        | —   |   |                                       | B |
|  |                                   |   | 地域の相談支援機関との連携強化の取り組みの実施回数        | 回数               | 3<br>3           | 3<br>6        | 3          | —   |   |                                       | B |
|  |                                   |   | 個別事例の支援内容の検証実施回数                 | 回数               | 70<br>36         | 70<br>33      | 70         | —   |   |                                       | B |
|  |                                   |   | 主任相談支援専門員の配置人数（上小圏域）             | 人                | 12<br>11         | 13<br>11      | 13         | —   |   |                                       | B |
| ②協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善（上小圏域統一目標） |                                   |   | 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数            | 回数               | 14<br>29         | 14<br>—       | 14         | —   |   |                                       | B |
|  |                                   |   | 参加事業者数・機関数                       | 団体数              | 98<br>156        | 98<br>—       | 98         | —   |   | 上小圏域において実施している。<br>数値未確定部分は「—」となっている。 | B |
|  |                                   |   | 協議会の専門部会の設置数                     | 部会数              | 7<br>7           | 7<br>7        | 7          | —   |   |                                       | B |
|  | 協議会の専門部会の実施回数                     | 回数  | 35<br>91                         | 35<br>71         | 35               | —             | B          |   |   |                                       |   |
| 6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築            | ①県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数 | 人   | 10<br>12                         | 10<br>18         | 10               | —             |            | A   |   |                                       |   |
|  | ②障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有          | 体制の有無   | 体制の有無                            | 有<br>検討中         | 有<br>検討中         | 有             | —          | 説明会は未実施となっており、毎月の審査請求時に事業所担当者との確認を実施している。福祉施設等における人員不足もあり、市と事業所が互いに負担にならない共有体制の構築が課題となっている。 | B   |                                       |   |
|  |                                   | 圏域内事業所の請求担当者向け説明会の開催                              | 回数                               | 1<br>0           | 1<br>0           | 1             | —          |   | C   |                                       |   |

第7期東御市障がい福祉計画PDCA（令和7年度）

（令和8年3月31日時点）

【実績に対する評価】 A：想定以上の効果があったため、現状の施策方針で進めていく B：想定通りの効果があったため、施策方針の精査を行いながら進めていく C：想定を下回る効果であったため、施策方針の見直しを行う

| 項目                         | 単位                | 令和6年度            | 令和7年度                | 令和8年度            | 7年度見込みに<br>対する利用率            | 7年度の現状及び課題  | 7年度評価   |  |
|----------------------------|-------------------|------------------|----------------------|------------------|------------------------------|---|---|--|
|                            |                   | 上段：見込量<br>下段：実績値 | 上段：見込量<br>下段：実績値     | 上段：見込量<br>下段：実績値 |                              |   |   |  |
| 各サービスの見込量及び確保方策（活動指標）      |                   |                  |                      |                  |                              |   |   |  |
| 1 障害福祉サービスの見込量及び確保方策（活動指標） | ①訪問系サービス          | 居宅介護             | 時間/月<br>322<br>240   | 329<br>198       | 336                          | 60.2%   | 見込量には達していないが、必要量は確保できている。   | B  |
|                            |                   | 重度訪問介護           | 時間/月<br>50<br>4      | 50<br>8          | 50                           | 16.0%   | 見込量には達していないが、必要量は確保できている。   | B  |
|                            |                   | 同行援護             | 時間/月<br>63<br>43     | 70<br>20         | 70                           | 28.6%   | 見込量には達していないが、必要量は確保できている。   | B  |
|                            |                   | 行動援護             | 時間/月<br>116<br>34    | 145<br>18        | 145                          | 12.4%   | 見込量には達していないが、必要量は確保できている。   | B  |
|                            |                   | 重度障害者等包括支援       | 時間/月<br>280<br>273   | 280<br>273       | 280                          | 97.5%   | おおそ見込み通りの実績となっている。  | B  |
|                            | ②日中活動系サービス        | 生活介護             | 人日<br>1,408<br>1,526 | 1,426<br>1,268   | 1,444                        | 88.9%   | 見込量には達していないが、必要量は確保できている。   | B  |
|                            |                   | 自立訓練（機能訓練）       | 人日<br>10<br>1        | 10<br>3          | 10                           | 30.0%   | 見込量には達していないが、必要量は確保できている。   | B  |
|                            |                   | 自立訓練（生活訓練）       | 人日<br>66<br>17       | 66<br>1          | 66                           | 1.5%  | 見込量には達していないが、必要量は確保できている。   | B  |
|                            |                   | 自立訓練（宿泊型）        | 人日<br>90<br>18       | 90<br>0          | 90                           | 0.0%  | 利用者が地域生活に移行したため、利用の実績がなかった。今後もニーズに合わせてサービスを提供する体制を維持する。                             | B  |
|                            |                   | 就労選択支援           | 人日<br>—<br>—         | 40<br>1          | 40                           | 2.5%  | 令和7年度より新設<br>他の就労系サービス利用への入口となるため、必要とする者への利用促進を図っていく。                               | C  |
|                            |                   | 就労移行支援           | 人日<br>80<br>41       | 88<br>78         | 88                           | 88.6%   | 見込量には達していないが、必要量は確保できている。<br>昨年度からの利用増があり、就労のニーズが高まっていることが伺える。                      | B  |
|                            |                   | 就労継続支援（A型）       | 人日<br>273<br>172     | 315<br>225       | 357                          | 71.4%   | 見込量には達していないが、必要量は確保できている。<br>或る程度の就業能力が必要とされることから、利用者の個々の特性等に配慮したうえで、適性な利用促進を図っていく。 | B  |
|                            |                   | 就労継続支援（B型）       | 人日<br>1,632<br>1,734 | 1,677<br>1,816   | 1,722                        | 108.3%  | 日中の居場所としての需要もあるため、利用は増加傾向にある。<br>見込量を上回っており、適切な支給決定とサービス提供量の確保が課題となっている。            | B  |
|                            |                   | 就労定着支援           | 人日<br>2<br>2         | 3<br>1           | 3                            | 33.3%   | 見込量には達していないが、必要量は確保できている。   | B  |
|                            |                   | 療養介護             | 人<br>4<br>4          | 4<br>4           | 4                            | 100.0%  | 見込数と同値となっている。   | B  |
|                            |                   | 短期入所（福祉型）        | 人日<br>24<br>50       | 28<br>51         | 32                           | 182.1%  | 見込みを上回る利用実績であった。  | A  |
|                            |                   | 短期入所（医療型）        | 人日<br>4<br>0         | 4<br>0           | 4                            | 0.0%  | 受け入れ先が少ないことや利用希望がなく、利用者はいなかったが、ニーズに合わせてサービスを提供する体制を維持する。                            | B  |
|                            |                   | ③居住系サービス         | 自立生活援助               | 実人数/年<br>1<br>0  | 1<br>1                       | 1   | 100.0%  | 利用者は1名であったが精神障がいの方の対象者はいなかった。必要な者の相談に対応していく。 |
|                            | うち精神障がい者の数        |                  | 実人数/年<br>1<br>0      | 1<br>0           | 1                            | 0.0%  |   |  |
|                            | 共同生活援助            |                  | 実人数/年<br>46<br>47    | 48<br>52         | 50                           | 108.3%  |   |  |
| うち日中サービス支援型共同生活援助          | 実人数/年<br>3<br>3   |                  | 3<br>5               | 3                | 166.7%                       |   |   |  |
| うち精神障がい者の数                 | 実人数/年<br>24<br>23 |                  | 25<br>20             | 26               | 80.0%                        | 利用実人数が増加の傾向にあるが、必要量は圏域内でほぼ確保できている。<br>潜在的な利用希望者については個別の支援の中で随時確認を行っていく。 | B   |  |
| うち重度障がい者の数                 | 実人数/年<br>1<br>1   |                  | 1<br>4               | 1                | 400.0%                       |   |   |  |
| 施設入所施設                     | 実人数/年<br>41<br>39 | 41<br>40         | 41                   | 97.6%            | 新規入所者と死亡等による退所者が拮抗している状況である。 | B   |   |  |

第7期東御市障がい福祉計画PDCA（令和7年度）

（令和8年3月31日時点）

【実績に対する評価】 A：想定以上の効果があったため、現状の施策方針で進めていく B：想定通りの効果があったため、施策方針の精査を行いながら進めていく C：想定を下回る効果であったため、施策方針の見直しを行う

| 項目                   | 単位                | 令和6年度                   | 令和7年度             | 令和8年度            | 7年度見込量に対する利用率 | 7年度の現状及び課題                                    | 7年度評価   |   |
|----------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|------------------|---------------|---|---|---|
|                      |                   | 上段：見込量<br>下段：実績値        | 上段：見込量<br>下段：実績値  | 上段：見込量<br>下段：実績値 |               |   |   |   |
| 1 障害福祉サービスの見込量及び確保方策 | ④相談支援             | 計画相談支援                  | 実人数/月<br>88<br>97 | 90<br>97         | 92            | 107.8%  | 実人数は増加傾向にあり、見込量を上回っている。   | B |
|                      |                   | 地域移行支援                  | 実人数/月<br>1<br>0   | 1<br>0           | 1             | 0.0%  | 対象者がいなかった。必要な者の相談に対応していく。                                       | B |
|                      |                   | うち精神障がい者の数              | 実人数/月<br>1<br>0   | 1<br>0           | 1             | 0.0%  |   |   |
|                      |                   | 地域定着支援                  | 実人数/月<br>6<br>6   | 7<br>6           | 8             | 85.7%   | 見込数とほぼ同値となっている。   | B |
|                      |                   | うち精神障がい者の数              | 実人数/月<br>1<br>1   | 2<br>1           | 3             | 50.0%   |   |   |
| 2 地域生活支援事業の見込量及び確保方策 | ①理解促進研修・啓発事業      | 研修啓発事業の実施数              | 実施の有無<br>有        | 実施<br>有          | 実施<br>有       | —   | 令和6年度より東御市社協との共催で実施し、より多くの住民に向けた啓発活動に取り組んでいる。                   | A |
|                      | ②自発的活動支援事業        | 障がい者団体・家族会等への活動支援       | 実施の有無<br>有        | 実施<br>有          | 実施<br>有       | —   | 継続した支援を実施している。家族会の高齢化等が課題となっている。                                | B |
|                      | ③相談支援事業           | 障がい者相談支援事業（実施箇所数／圏域）    | 実施箇所数<br>1<br>1   | 1<br>1           | 1<br>1        | 100.0%  | 圏域にて実施している。   | B |
|                      |                   | 市町村相談支援機能強化事業（実施箇所数／圏域） | 実施箇所数<br>1<br>1   | 1<br>1           | 1<br>1        | 100.0%  |   |   |
|                      |                   | 住宅入居等支援事業               | 検討の有無<br>有        | 実施体制確保への検討<br>有  |               | —   |   |   |
|                      | ④成年後見制度利用支援事業     | 成年後見制度利用支援事業            | 実施体制の有無<br>有      | 実施体制の維持<br>有     |               | —   | 実施体制は整備済であるが、利用に向けた周知等が課題となっている。                                | B |
|                      |                   | 成年後見制度法人後見支援事業          | 実施体制の有無<br>有      | 実施体制の維持<br>有     |               | —   |   | B |
|                      | ⑤コミュニケーション支援事業    | 手話通訳者・要約筆記者派遣事業         | 利用者実数<br>17<br>13 | 17<br>12         | 17            | 70.6%   | 利用希望者に行き届いた体制となっているが、多数の利用者に支援が届くよう、継続して周知を図っていく。               | B |
|                      |                   | 手話通訳者設置事業               | 人<br>1<br>1       | 1<br>1           | 1             | 100.0%  |   | B |
|                      | ⑥日常生活用具給付事業       | 介護・訓練支援用具               | 件数<br>2<br>0      | 2<br>1           | 2             | 50.0%   | 身体障害者手帳所持の有無にかかわらず、真に必要なとしている者への利用促進が必要である。給付単価の見直し検討が課題となっている。 | B |
|                      |                   | 自立生活支援用具                | 件数<br>5<br>4      | 5<br>1           | 5             | 20.0%   |   |   |
|                      |                   | 在宅療養等支援用具               | 件数<br>4<br>0      | 4<br>2           | 4             | 50.0%   |   |   |
|                      |                   | 情報・意思疎通支援用具             | 件数<br>6<br>2      | 6<br>9           | 6             | 150.0%  |   |   |
|                      |                   | 排泄管理支援用具                | 件数<br>600<br>513  | 600<br>634       | 600           | 105.7%  |   |   |
|                      |                   | 居宅生活動作補助用具              | 件数<br>1<br>1      | 1<br>0           | 1             | 0.0%  |   |   |
| ⑦移動支援事業              | 移動支援事業            | 延利用時間数<br>1,400<br>954  | 1,400<br>1,370    | 1,400            | 97.9%         | 利用者の状況に合わせ、事業所等と連携して地域状況に応じた利用体制を構築していく必要がある。 | B   |   |
| ⑧地域活動支援センター事業        | 地域活動支援センター（市設置分）  | 延利用者数<br>700<br>642     | 750<br>866        | 800              | 115.5%        | 令和7年度においては見込量を上回っているが、必要量は確保できている。            | B   |   |
|                      | 地域活動支援センター（圏域設置分） | 延利用者数<br>280<br>8       | 300<br>—          | 320              | —             |   |   |   |
| ⑨その他の事業              | 日中一時支援事業          | 延利用時間数/月<br>60<br>177   | 60<br>229         | 60               | 381.7%        | 利用実績が大幅に増加しており、利用者の状況に合わせた受入事業所の確保が課題となっている。  | C   |   |
|                      | 点字・声の広報発行事業       | 利用者数<br>8<br>8          | 8<br>17           | 8                | 212.5%        | 利用希望者に行き届いた体制となっている。                          | B   |   |

各サービスの見込量及び確保方策（活動指標）

第7期東御市障がい福祉計画PDCA（令和7年度）

（令和8年3月31日時点）

【実績に対する評価】 A：想定以上の効果があったため、現状の施策方針で進めていく B：想定通りの効果があったため、施策方針の精査を行いながら進めていく C：想定を下回る効果であったため、施策方針の見直しを行う

|                       | 項目                              | 単位                   | 令和6年度            | 令和7年度            | 令和8年度            | 7年度見込量に対する利用率 | 7年度の現状及び課題               | 7年度評価 |
|-----------------------|---------------------------------|----------------------|------------------|------------------|------------------|---------------|--------------------------|-------|
|                       |                                 |                      | 上段：見込量<br>下段：実績値 | 上段：見込量<br>下段：実績値 | 上段：見込量<br>下段：実績値 |               |                          |       |
| 各サービスの見込量及び確保方針（活動指標） | 2 地域生活支援事業の見込量及び確保方針<br>⑨その他の事業 | 手話奉仕員養成研修事業          | 回数<br>22<br>22   | 25<br>26         | 22               | 104.0%        | 養成研修の講師の高齢化が課題となっている。    | B     |
|                       |                                 | 手話奉仕員                | 登録者数<br>93<br>93 | 93<br>99         | 96               | 106.5%        |                          |       |
|                       |                                 | 要約筆記奉仕員              | 登録者数<br>4<br>4   | 4<br>4           | 4                | 100.0%        |                          |       |
|                       |                                 | 点訳奉仕員                | 登録者数<br>7<br>7   | 7<br>7           | 7                | 100.0%        |                          |       |
|                       |                                 | 朗読奉仕員                | 登録者数<br>26<br>24 | 26<br>24         | 26               | 92.3%         |                          |       |
|                       |                                 | 身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業 | 件数<br>1<br>0     | 1<br>0           | 1                | 0.0%          | 利用希望者がいない状況。制度の周知を図っていく。 | B     |
|                       |                                 | 身体障がい者用自動車改造費助成事業    | 件数<br>1<br>0     | 1<br>0           | 1                | 0.0%          | 利用希望者がいない状況。制度の周知を図っていく。 | B     |

第3期東御市障がい児福祉計画PDCA（令和7年度）

（令和7年度の実績値は令和8年3月31日現在）

【実績に対する実績】 A：想定以上の効果があったため、現状の施策方針で進めていく B：想定通りの効果があったため、施策方針の精査を行いながら進めていく C：想定を下回る効果であったため、施策方針の見直しを行う

| 項目                    | 単位   | 令和6年度   | 令和7年度                  | 令和8年度            | 6年度目標値に対する達成率 | 令和7年度の現状及び課題 | 7年度評価  |                                       |   |   |
|-----------------------|--|---|------------------------|------------------|---------------|--------------|--|---------------------------------------|---|---|
|                       |  | 上段：目標値<br>下段：実績値  | 上段：目標値<br>下段：実績値       | 上段：目標値<br>下段：実績値 |               |              |  |                                       |   |   |
| 障がい児支援の提供体制に係る成果目標    |  |   |                        |                  |               |              |  |                                       |   |   |
| I                     | 1 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実                   | ①児童発達支援センターの設置  | -                      | -                | -             | -            | 圏域には2事業所が設置済みであり、支援会議等において個別支援の充実を図っている。市としても、親子参加型子育て応援プログラムにおいて発達支援を行っている。   | B                                     |   |   |
|                       |  | ②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築                                    | -                      | -                | -             | -            | 圏域では児童発達支援センターを含め5か所の事業所が保育所等訪問支援を実施している。市内に事業所がないことが課題である。  | B                                     |   |   |
|                       |  | ③児童発達支援センター及び保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築 | -                      | -                | -             | -            | 個別支援目標の達成状況や個々の発達状況等を勘案しながら、児童発達支援事業所と保育所等との並行通園及び児童館、児童クラブや子ども第三の居場所での受け入れを進めている。圏域としては、上小圏域障がい者自立支援協議会 療育・発達専門部会が、保育士を対象とし『インクルーシブ保育』を題材とした研修会を実施した。 | B                                     |   |   |
|                       | 2 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保   | -   | -                      | -                | -             | -            | 圏域では4法人（児童発達支援4事業所、放課後等デイサービス3事業所）が設置済みであり、支援会議において個別支援の充実を図っている。  | B                                     |   |   |
|                       | 3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置 | ①医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置                               | -                      | -                | -             | -            | 圏域及び市に協議会が設置され、両協議会に医療的ケア児等コーディネーターが配置されている。   | B                                     |   |   |
|                       |  | ②医療的ケア児等に関するコーディネーター配置の人数                               | -                      | -                | -             | -            | 下記活動指標に掲載  | B                                     |   |   |
| 各サービスの見込量及び確保方策（活動指標） |  |   |                        |                  |               |              |  |                                       |   |   |
| II                    | 1 障がい児通所支援等の見込み量及び確保方策                         | ①通所系サービス  | 児童発達支援（医療型含む）          | 人日               | 223           | 231          | 239  | 104%                                  | 健診から市の親子参加型子育て応援プログラムにつなげ、更に早期療育の観点から児童発達支援の利用につなげていく。令和6年度より新規事業所が設置されたこと、早期療育を目的とした市外の母子通園事業所の利用もあり、利用者が増加傾向にある。                            | A |
|                       |  |   | 放課後等デイサービス             | 人日               | 737           | 745          | 754  | 135%                                  | 事業所の増加に伴い利用しやすい環境が整ったことや、共働き家庭の増加、個別支援ニーズの高まり等により、目標値を大きく上回っている。  | A |
|                       |  |   | 保育所等訪問支援               | 人日               | 1             | 2            | 2  | 50%                                   | 保育園に専門家を派遣し、集団適応の為の個別療育指導を行った。市内に事業所がないことが課題である。  | B |
|                       |  |   | 居宅訪問型児童発達支援            | 人日               | 1             | 2            | 2  | 0%                                    | 保育所等訪問が行えるように体制は整えているが、実際には事業所からの支援会議中のアドバイスで環境調整できているため、実施していない。市内に事業所がないことは引き続き課題である。   | B |
|                       | 2 発達障がい者等に対する支援                                | ②入所系サービス  | 福祉型児童入所支援              | 人                | 1             | 1            | 1  | 0%                                    | 対象児童がいなかった。必要な児童の相談に対応していく。   | B |
|                       |  |   | 医療型児童入所支援              | 人                | 1             | 1            | 1  | 0%                                    | 対象児童がいなかった。必要な児童の相談に対応していく。   | B |
|                       |  | ③相談支援   | 障害児相談支援                | 人                | 24            | 25           | 25   | 168%                                  | サービス利用者全員に提供されている。  | A |
|                       |  |   | ④医療的ケア児等コーディネーターの配置の人数 | 人                | 3             | 3            | 3  | 100%                                  | 協議の場に配置される医療的ケア児等コーディネーターとして、圏域3名、市3名が配置されている。  | A |
|                       | 3 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備          | ⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数と実施者数                      | 受講者（保護者）数              | 人                | 45            | 50           | 50   | 66%                                   | 子どもサポートセンター実施者数30名、圏域障害者総合支援センター実施分1名、定住自立圏実施分の2名の計33名であり、保護者の就労の状況に合わせた個別対応のニーズに対応していく。  | C |
|                       |  |   | 実施者数                   | 人                | 5             | 6            | 7  | 100%                                  | 圏域障害者総合支援センター1名、子どもサポートセンター職員3名、委託2名の計6名となっている。   | A |
|                       |  | ⑥ピアサポート活動への参加人数   | 養成研修や活動の場等についての情報提供を行う | -                | -             | -            | -  | -                                     | 県で実施しているピアサポート養成講座受講者がこもれびの会として活動の振り返りや研修を行っている。今年度は大学や病院等で体験談を話す機会を設けたり、スキルアップ研修の予定がされている。子どもサポートセンターでも障がい児の親の会の開催支援をしながら今後のあり方についての検討をしている。 | A |
|                       | 3 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備          | 公立・私立保育所・認定こども園 ※未診断の児童含む                               | 人                      | 35               | 35            | 35           | 60%  | 個々の状況を確認しながら障壁ない利用ができるような体制づくりに努めている。 | C   |   |
| 児童館・児童クラブ ※各種手帳所持児童   |  | 人   | 2                      | 2                | 2             | 0%           |  | B                                     |   |   |